

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	老人福祉措置等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、老人福祉措置等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

関係機関等への通知等にあたっては、誤送付のないように送付先部署・担当者(又はメールアドレス・FAX番号)の確認を徹底する。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人福祉措置等に関する事務
②事務の概要	<p>ア 事務の説明 老人ホーム入所者及び老人ホーム施設管理者に対し、施設入所等の措置決定に係る通知を行い、老人ホーム入所者に対し、利用者負担金の徴収を行う。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、老人福祉法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十条の四又は第十一条の福祉の措置の実施に関する事務・老人福祉法第二十一条の費用の支弁又は同法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務・老人福祉法第三十六条の調査等の求めに関する事務
2. 特定個人情報ファイル名	
養護老人ホーム措置台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表の61の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第32条</p> <p>【各手続の根拠】 老人福祉法第10条の4、第11条、第21条、第28条、第36条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項、87の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項、87の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部長寿介護課
②所属長の役職名	保健福祉部長寿介護課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 保健福祉部長寿介護課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2132

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人未満(任意実施)]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	---------------	------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---------------------	---

判断の根拠	毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対して、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者が出ないように努めている。また、府内で情報漏洩等に繋がる事案が発生した場合は、再発防止対策の徹底とと共に再度教育及び啓発を実施しているため。
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	特記事項	関係機関等への通知等にあたっては、誤送付のないように送付先部署・担当者(又はメールアドレス・FAX番号)の確認を徹底する。また、措置台帳については、キヤビネットに収納し管理を徹底する。	関係機関等への通知等にあたっては、誤送付のないように送付先部署・担当者(又はメールアドレス・FAX番号)の確認を徹底する。また、個人番号が記載された申請書等は、鍵付きのキヤビネットに収納し管理を徹底する。	事後	
平成28年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity宛名管理 ・Acrocity高齢者福祉 ・Acrocity高齢者施設入所 ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・Acrocity高齢者福祉 ・Acrocity高齢者施設入所 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成29年3月31日	I-1-② 事務の概要	イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 (略) ・措置に要する費用の徴収 老人ホームへの入所措置を受けた高齢者等本人及びその扶養義務者から、その負担能力に応じて、措置に要する費用の全部又は一部を徴収する。 ・老人福祉法第27条に規定する遺留金品の処分に関する事務 入所施設を退所に伴い、遺留金品の処分を行う。 ・老人福祉法第5条の4、第5条の5及び第6条の2に規定する福祉の措置に関する事務	イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 (略) ・措置に要する費用の徴収 老人ホームへの入所措置を受けた高齢者等本人及びその扶養義務者から、その負担能力に応じて、措置に要する費用の全部又は一部を徴収する。 ・老人福祉法第27条に規定する遺留金品の処分に関する事務 入所施設を退所に伴い、遺留金品の処分を行う。 ・老人福祉法第5条の4、第5条の5及び第6条の2に規定する福祉の措置に関する事務	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の41の項 【各手続の根拠】 老人福祉法第5条の4、第5条の5、第6条の2、第10条の4、第11条、第21条、第21条の2、第27条、第28条、第36条 老人福祉法施行令第6条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の41の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第32条 【各手続の根拠】 老人福祉法第10条の4、第11条、第21条、第28条、第36条	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の61の項、62の項	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の61の項、62の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条、第33条	事後	(H28.9.12改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成30年3月31日	I-5-② 所属長	保健福祉部長寿・障害福祉課長 西田 正志	保健福祉部長寿・障害福祉課長 池田 宏幸	事後	平成29年4月1日付け人事異動
平成30年3月31日	I-8 連絡先	保健福祉部長寿・障害福祉課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2132	保健福祉部長寿・障害福祉課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2129	事後	
平成30年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	2017/3/1	2017/12/1	事後	入所者数 市内3園 77人 市外 16人
平成30年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	2017/3/1	2017/12/1	事後	【事務担当者】 長寿福祉G 8人 各支所(隼人福祉課含む) (担当者2名+G長1人)×6 =18人 合計26人
平成31年3月31日	特記事項	関係機関等への通知等にあたっては、誤送付のないように送付先部署・担当者(又はメールアドレス・FAX番号)の確認を徹底する。また、個人番号が記載された申請書等は、鍵付きのキヤビネットに収納し管理を徹底する。	業務において、個人番号を取り扱っていないことから、非公表とする。	事後	
平成30年3月31日	I-1-② 事務の概要	イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 (略) ・措置に要する費用の徴収 老人ホームへの入所措置を受けた高齢者等本人及びその扶養義務者から、その負担能力に応じて、措置に要する費用の全部又は一部を徴収する。 ・老人福祉法第27条に規定する遺留金品の処分に関する事務 入所施設を退所に伴い、遺留金品の処分を行う。 ・老人福祉法第5条の4、第5条の5及び第6条の2に規定する福祉の措置に関する事務 高齢者等の措置に関し、必要な情報の把握や、情報提供、相談、調査及び指導を行う。	イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 (略) ・措置に要する費用の徴収 老人ホームへの入所措置を受けた高齢者等本人及びその扶養義務者から、その負担能力に応じて、措置に要する費用の全部又は一部を徴収する。	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成31年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Acrocity高齢者福祉 ・Acrocity高齢者施設入所 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・Wel+高齢者福祉 ・Wel+施設入所 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成31年3月31日	I-5② 所属長の役職名	保健福祉部長寿・障害福祉課長 池田 宏幸	保健福祉部長寿・障害福祉課長	事前	
平成31年3月31日	I-8 連絡先	保健福祉部長寿・障害福祉課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2129	保健福祉部長寿・障害福祉課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2132	事後	
平成31年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	2017/12/1	2018/12/1	事後	入所者数 市内3園 73人 市外 17人
平成31年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	2017/12/1	2018/12/1	事後	【事務担当者】 長寿福祉G 8人 各支所(隼人市民福祉課含む) (担当者2名+G長1人)×6 =18人 合計26人
令和2年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	2018/12/1	2019/12/1	事後	入所者数 市内3園 90人 市外 18人

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	2018/12/1	2019/12/1	事後	【事務担当者】 長寿福祉G 8人 各支所(隼人市民福祉課含む) (担当者1名+G長1人)×6 =12人 合計20人
令和2年3月31日	IV リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	IV リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日	全体				評価の再実施
令和3年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	2019/12/1	2020/12/1	事後	入所者数 市内3園 95人 市外 19人
令和3年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	2019/12/1	2020/12/1	事後	【事務担当者】 長寿福祉G 7人 各支所(隼人市民福祉課含む) (担当者1名+G長1人)×6 =12人 合計19人
令和3年8月3日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の61の項、62の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第32条、第33条 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の61の項、62の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第32条、第33条 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	事前	令和3年9月1日に施行される 番号法の改正に伴う変更
令和4年3月1日	II-1 対象人数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	入所者数 市内3園 92人 市外 17人
令和4年3月1日	II-2 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	【事務担当者】 長寿福祉G 8人 各支所(隼人市民福祉課含む) (担当者1名+G長1人)×6 =12人 合計20人
令和5年3月1日	I-4-① 実施の有無	実施する	実施しない	事後	現状として、特定個人情報の 取扱いがなく、今後の検討事 項のため
令和5年3月1日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の61の項、62の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第32条、第33条 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 别表第二の61の項、62の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第32条、第33条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 别表第二の61の項、62の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第32条、第33条	事後	錯誤
令和5年3月1日	II-1 対象人数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	入所者数 市内3園 85人 市外 17人
令和5年3月1日	II-2 取扱者数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	【事務担当者】 長寿福祉G 8人 各支所(隼人市民福祉課含む) (担当者1名+G長1人)×6 =12人 合計20人
令和6年3月1日	II-1 対象人数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	入所者数 市内3園 90人 市外 17人
令和6年3月1日	II-2 取扱者数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	【事務担当者】 長寿福祉G 8人 各支所(隼人市民福祉課含む) (担当者1名+G長1人)×6 =12人 合計20人
令和7年3月31日	特記事項	関係機関等への通知等にあたっては、誤送付 のないように送付先部署・担当者(又はメール アドレス・FAX番号)の確認を徹底する。また、 個人番号が記載された申請書等には、鍵付きの キャビネットに収納し管理を徹底する。	関係機関等への通知等にあたっては、誤送付 のないように送付先部署・担当者(又はメール アドレス・FAX番号)の確認を徹底する。	事後	評価の再実施
令和7年3月31日	I-1-② 事務の概要	・福祉の措置 市地域包括支援センター、社会福祉協議会、 医療機関、民生委員等と連携しながら、市域に おいて養護を必要とする高齢者等の発見に努め、 老人ホームへの入所措置を探る。 ・措置に要する費用の支弁 措置対象者の老人ホーム入所に付随する費 用について、老人ホームへ支弁する。 ・措置に要する費用の微収 老人ホームへの入所措置を受けた高齢者等 本人及びその扶養義務者から、その負担能力 に応じて、措置に要する費用の全部又は一部を 徴収する。	・老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三 号)第十条の四又は第十一条の福祉の措置の 実施に関する事務 ・老人福祉法第二十二条の費用の支弁又は同 法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事 務 ・老人福祉法第三十六条の調査等の求めに関 する事務	事後	番号法別表の主務省令で定 める事務を定める命令を基に 修正
令和7年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Wel+高齢者福祉 ・Wel+施設入所 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・Acrocity総合収納管理 ・Wel+高齢者施設入所 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の41の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第32条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の61の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第32条	事後	錯誤
令和7年3月31日	I-4-① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和7年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の61の項、62の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条、第33条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の61の項、62の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条、第33条	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項、87の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項、87の項	事後	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令を基に修正
令和7年3月31日	I-5-① 部署	保健福祉部長寿・障害福祉課	保健福祉部長寿介護課	事後	
令和7年3月31日	I-5-② 所属長の役職名	保健福祉部長寿・障害福祉課長	保健福祉部長寿介護課長	事後	
令和7年3月31日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部長寿・障害福祉課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2132	保健福祉部長寿介護課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2132	事後	
令和7年3月31日	II-1 対象人数	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	入所者数 市内3園 98人 市外 17人
令和7年3月31日	II-2 取扱者数	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	①事務担当者 長寿福祉G 8人 各支所(隼人市民福祉課含む) (担当者1名+G長1人)×6 =12人 合計20人 現状、特定個人情報の取扱いがないため
令和7年3月31日	IV-8 人手を介在させる作業	記載なし	人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年3月31日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年3月31日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】	記載なし	十分である	事後	
令和7年3月31日	IV-11 判断の根拠	記載なし	毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対して、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者が出ないように努めている。また、府内で情報漏洩等に繋がる事案が発生した場合は、再発防止対策の徹底とと共に再度教育及び啓発を実施しているため。	事後	